

令和4年度第6回稲毛区町内自治会連絡協議会三役会理事会

日時：令和5年1月19日（木）
午後2時～

会場：稲毛区役所3階 講堂

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 区連協表彰推薦依頼について

(2) 視察研修会について

4 その他

(1) 令和5年度のスケジュールについて

(2) 統一地方選挙について【稲毛区選挙管理委員会事務局】

(3) 地域保健推進員の推薦について【稲毛区健康課】

(4) 区役所のあり方基本方針策定に係る意見交換について

【千葉市市民局区政推進課】

5 閉 会

(次回日程)

第7回稲毛区町内自治会連絡協議会三役会理事会

日時：3月8日（水）午後3時～

会場：稲毛区役所 3階 講堂

令和5年度区連協表彰推せん依頼について

区連協総会にて実施する表彰について、各地区連において対象者がいらっしゃいましたら、下記のとおり推せん書をご提出いただけますよう、お願いいたします。

- 1 提出期限 令和5年4月7日（金）
- 2 提出書類 区連協表彰推せん書
※推せん書は1人につき1枚となります。対象者が複数いらっしゃる場合は、コピーにて対応していただくか、事務局にご連絡いただければご用意いたします。
- 3 提出方法 返信用封筒による郵送 又は FAX
- 4 表彰対象者 次ページ表彰内規の第1条に該当する方
※具体的な年数計算については下記のとおりです。
 - (1) 第1条第1号関連（町内自治会長5年以上）
令和5年3月31日以降に退任される予定の町内自治会長で、平成30年4月1日以前から会長職にあった方
 - (2) 第1条第2号関連（地区連会長3年以上）
令和5年3月31日以降に退任される予定の地区連会長で、令和2年4月1日以前から地区連会長職にあった方
 - (3) 第1条第3号関連（町内自治会長在職中の死亡、又は地区連協会長在職中の死亡）
令和5年3月31日以前に町内自治会長の職にあった方、または地区連協会長の職にあった方で、かつ在職中に亡くなった方
- 5 推せん後のスケジュール
三役会理事会において被表彰者を確認し、その後に実施する通常総会の中で、稲毛区連協会長から表彰していただきます。

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会表彰内規

(表彰の基準)

第1条 この内規は、稲毛区内において地域社会発展のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その業績が顕著で、且つ次の各号の一に該当するものについて、会長がこれを表彰する。ただし、過去に千葉市町内自治会連絡協議会において被表彰者に該当する者を除く。

1. 平成28年4月1日以前に町内自治会長の職に就いて退任したものの、

2. 平成28年4月1日以前に地区町内自治会連絡協議会会長の職に就いて退任したものの、

3. 町内自治会長又は地区町内自治会連絡協議会会長の職に就いて在職中に死亡した

ものの。

(在職年数の決定)

第2条 在職年数は、満年をもって計算する。

(被表彰者の決定)

第3条 第1条第2号・第3号の該当者については、会長が調査し、また、第1号の該当者については、理事の推薦により、それぞれ三役会理事会に付議したのち、総会において表彰するものとする。

(推せん書の提出)

第4条 前条により、第1条第1号の該当者を推せんする場合は、理事の推せん理由を付した推せん書をあらかじめ会長に提出しなければならない。

(表 彰)

第5条 表彰は、表彰状に記念品を添えて贈呈する。

(表彰の重複禁止)

第6条 第1条各号に該当する表彰は、重複ならびに再表彰しないものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第2条に定める在職年数の計算の始期は平成22年4月1日とする。

【参考資料】過去表彰者の実績

1 地区連協会長

表彰年度	地区連名	コード	氏名(敬称略)
R4	なし	—	—
R3	なし	—	—
R2	第39地区(都賀中学校区)	39	
R1	第41地区(緑が丘中学校区)	41	
H30	第20地区(千草台中学校区)	20	
H29	第37地区(山王中学校区)	37	
H28	第15地区(轟町中学校区)	15	
H26	なし	—	—
H25	なし	—	—
H24	第39地区(都賀中学校区)	39	
H23	なし	—	—

2 町内自治会長

表彰年度	自治会名	コード	氏名(敬称略)
R4	山王町西町内会	37-9	
	作草部第一町内会	39-8	
	作草部第三町内会	39-9	
R3	園生三和会	6-2	
	小中台親和会	6-10	
	ダイアパレス稲毛緑園自治会	6-46	
	グリーンプラザ園生自治会	6-6	
R2	六方町自治会	37-2	
	第2稲毛ハイツ管理組合自治会	6-37	
	ウイズ西千葉自治会	15-31	
	長沼中央自治会	25-11	
	轟町一丁目自治会	15-3	
R1	長沼原町自治会	37-6	
	穴川町会	15-17	
H30	黒砂台一丁目自治会	49-10	
	長沼協和自治会	41-11	
H29	黒砂一丁目自治会	49-12	
	小仲台自治会	6-17	
	雇用促進住宅小中台宿舎自治会	6-13	
	小中台中央会	6-14	
	第5稲毛ハイツ自治会	6-34	
	小仲台中自治会	6-26	
	第2稲毛ハイツ管理組合自治会	6-37	
	稲毛2丁目自治会	19-24	
	稲毛南部自治会	19-9	
	長沼原台自治会	37-5	
H26	緑町西部自治会	49-6	
	池の辺自治会	25-15	
	あけぼの台自治会	37-4	
	作草部町都賀自治会	39-4	
H25	新生会自治会	39-5	
	京成宮野木団地自治会	41-1	
	園生町双葉自治会	6-5	
	轟町一丁目自治会	15-3	
	稲毛三丁目いずみ自治会	19-7	
	稲毛台自治会	19-16	
	サンコーボ稲毛自治会	19-20	
	園生町草野町内会	25-1	
	稲毛ファミリーハイツ自治会	41-10	
	黒砂一丁目自治会	49-12	
H24	黒砂北部自治会	49-9	
	穴川町会	15-17	
	稲毛三丁目自治会	19-6	
	天台新栄会	20-4	
	作草部町第二町内会	39-1	
H23	長沼協和自治会	41-11	
	長沼宿舎自治会	41-15	
	園生県営住宅自治会	25-2	
	第二あやめ台町内会	41-12	
	東宮野木自治会	41-13	
	若葉の丘自治会	41-25	

※ 平成H26年度までは、市連協にて表彰

※ 平成27年度は、表彰実施なし(H28年度区連協表彰と合わせて実施)

令和5年 月 日

区連協表彰推せん書

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会
会長 鈴木 金作 様

推せん者 第__地区町内自治会連絡協議会
会長 _____

次のものは、千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会表彰内規第1条(第1号・第2号・第3号)に該当すると認められますので、表彰されるよう推せんいたします。

記

(フリガナ)	
氏名	
現住所または所在地	千葉市稲毛区
電話番号	
推せん事由	上記の者は、 年 月 日から 年 月 日までの期間 町内自治会長 ・ 地区町内自治会連絡協議会長 (↑どちらかに○をしてください) として地域の自治振興に関し、多大な功績を残されたため。
摘要	

※提出期限 令和5年4月7日(金)

令和4年度千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会 視察研修会行程表

実施日：令和5年2月8日（水）

集合時間：午前9時15分

※稲毛区役所の大規模改修工事に伴い、区役所内駐車場が大幅に削減されているため、来所の際は公共交通機関の利用にご協力ください。

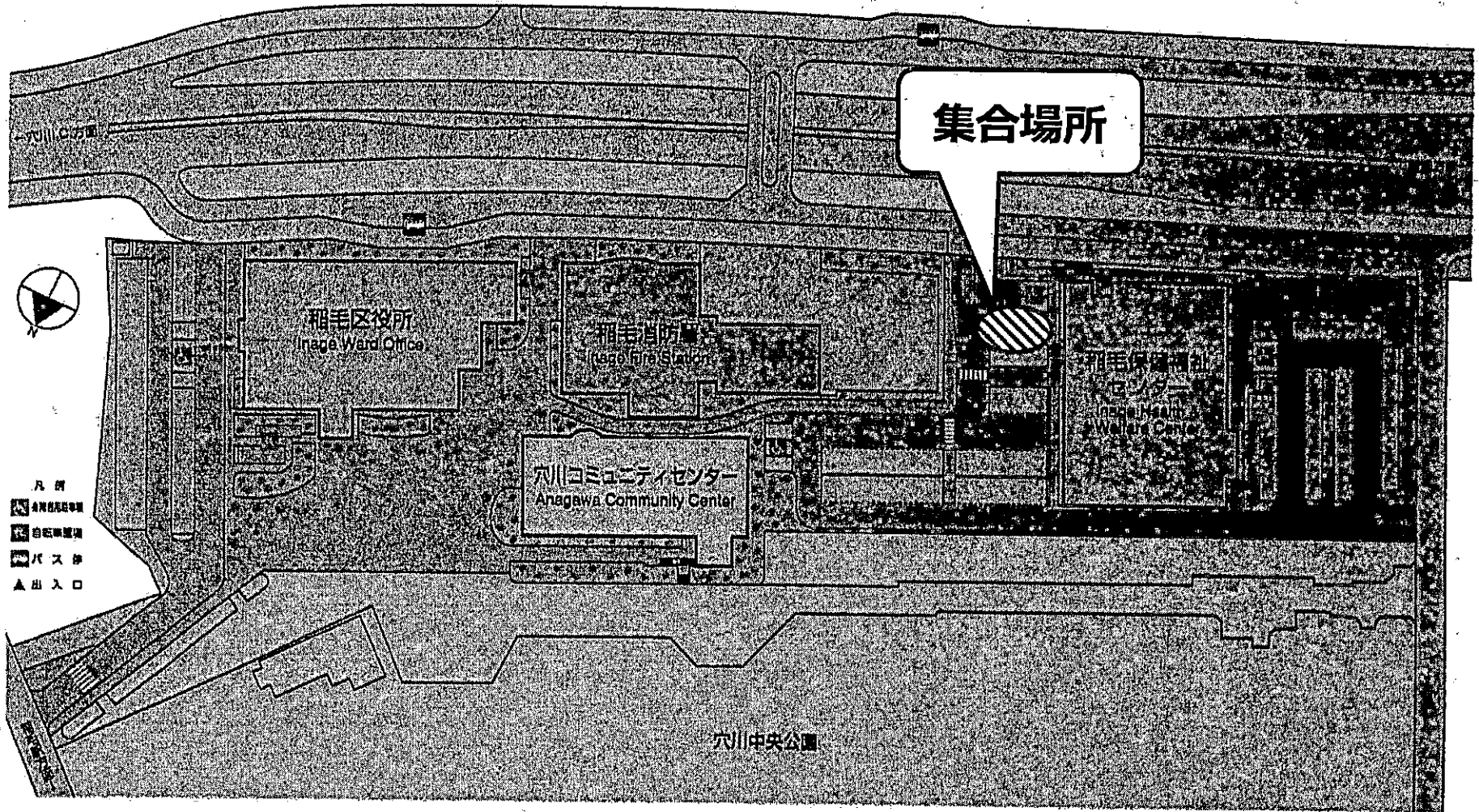
止むを得ず自家用車で来所される場合は、同一地区等で1台に相乗りするとともに、保健福祉センター側の駐車場をご利用ください。

集合場所：別紙参照

- 9：30 稲毛区役所 出発
- 10：00～11：30 視察先「新港クリーン・エネルギーセンター」（千葉市美浜区）
（ → 湾岸習志野IC → 松戸IC → ）
- 12：30～13：30 昼食「割烹しの田」（松戸市）
- 14：00～15：30 視察先「千葉県西部防災センター」（松戸市）
（ → 松戸IC → 穴川IC → ）
- 16：30 稲毛区役所 到着

※交通事情等により時間が前後する場合があります。

稲毛区役所・稲毛保健福祉センター・穴川コミュニティセンターご案内



令和4年度千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会視察研修会 参加者名簿

地区連	No	氏名(敬称略)	ふりがな	町内自治会名	コード
第6地区	1			小中台町内会	6-9
	2			小中台中央会	6-14
第15地区	3			穴川町会	15-17
	4			ハッコー稲毛マンション自治会	15-21
	5			シーアイマンション西千葉自治会	15-29
第19地区	6			稲毛三丁目町内会	19-5
	7			稲毛三丁目いずみ自治会	19-7
第20地区	8			天台親和会	20-3
第25地区	9			園生町日掘町内会	25-4
	10			京成園生団地自治会	25-10
	11			あやめ台自治会	25-12
第37地区	12			山王町中央自治会	37-8
	13			山王町西町内会	37-9
	14			ゆかりの杜自治会	37-11
第39地区	15			作草部親交会	39-2
	16			新生会自治会	39-5
	17			作草部第一町内会	39-8
第41地区	18			京成宮野木第二自治会	41-2
	19			長沼協和自治会	41-11
	20			エグゼ稲毛自治会	41-20
第49地区	21			緑町一丁目自治会	49-5
	22			黒砂第一自治会	49-7
	23			黒砂1丁目自治会	49-12

令和5年度稲毛区連協スケジュール(案)

R5年度日程	R4年度日程	内容	備考
R5.4.11(火) 13:30~ 14:00~	R4.4.12(火) 13:30~ 14:00~	監事会 第1回三役会・理事会 ・役員改選 ・R4年度事業報告、決算監査報告 ・R5事業計画、予算計画 ・通常総会実施方法、等	
R5.4.18(火) 14:00~	R4.4.19(火) 14:00~	第2回三役会・理事会 ・通常総会に係る打合せ ・被表彰者の確認	
R4.5.14(日) 10:00~	R4.5.8(日) 10:00~	通常総会	5月第2日曜日
R5.6.13(火) 16:00~ 18:00~	R4.6.15(水) 16:00~ 中止	第3回三役会・理事会 ・地区連交付金の交付手続 ・区連協要望事項検討 区連協懇親会	15:00~ まつり総会
R5.7.18(火) 14:00~	R4.7.19(火) 14:00~	第4回三役会理事会 ・地区連負担金の徴収 ・視察研修会	
R5.10.15(日)	R4.10.16(日)	第31回稲毛区民まつり	10月第3日曜日
R5.11.13(月) 14:00~	R4.11.14(月) 14:00~	第5回三役会・理事会 ・視察研修会視察候補地決定	
R6.1.18(木) 16:00~ 18:00~	R5.1.19(木) 14:00~ 中止	第6回三役会・理事会 ・区連協表彰推せん依頼 ・視察研修会詳細説明 ・区連協要望事項の結果報告 区連協新年会	
R6.2.7(水)	R5.2.8(水)	視察研修会	
R6.3.6(水) 15:00~	R5.3.8(水) 15:00~	第7回三役会・理事会 ・決算見込み ・地区連交付金実績報告依頼 ・次年度通常総会について ・次年度要望事項の依頼	13:30~ まつり監事会 14:00~ まつり全体会

中学校区（第__地区）
町内自治会連絡協議会
会長_____様

千葉市長 神谷 俊一

千葉市地域保健推進員の推薦について（依頼）

早春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃から、本市の保健福祉行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、貴中学校区から推薦を頂いた千葉市地域保健推進員の委嘱期間が、
令和5年3月31日をもって満了となります。
つきましては、下記のとおり、次期地域保健推進員をご推薦くださいま
すようお願い申し上げます。

記

1 推薦依頼人数及び推薦方法

第__地区から__人を、別紙推薦届により推薦してください。
内訳は別表のとおりです。

2 提出希望期限及び提出先

- (1) 提出希望期限 令和5年3月3日（金）
- (2) 提出先 稲毛保健福祉センター健康課

3 参考

- (1) 千葉市地域保健推進員設置要綱（別添1）
- (2) 地域保健推進員活動について（別添2）

担当：千葉市稲毛区役所
保健福祉センター健康課
すこやか親子班 矢島 千夏
電話 284-6493
FAX 284-6496

中学校区（第 地区）の地域保健推進員数 名 (敬称略)

令和4年度					令和5年度(予定)			担当町丁名
No.	氏名	推薦期間	R5年度 推薦の有無※	備考	氏名	町丁名	推薦期間	
1		R3.4.1-R5.3.31	有				R5.4.1-R7.3.31	
2		R4.4.1-R6.3.31	無				R4.4.1-R6.3.31	

※無は推薦期間の2年を超えないため、推薦は要しません。

○連絡先などは稲毛区健康課へお問い合わせください。

電話：043-284-6493

千葉市地域保健推進員推薦届

地区連協 (中学校区)	第 _____ 地区連協 (_____ 中学校区)
住 所	_____ 区
フリガナ 氏 名	_____
年 齢 生年月日	_____ 歳 (記載日の属する年度末時点) _____ 年 _____ 月 _____ 日
電 話	_____ - _____
推薦区分	
担当地区	
推薦理由	

上記のとおり、当地区連協の地域保健推進員として推薦いたします。なお、この推薦による地域保健推進員の活動(予定)期間は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までとします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(あて先) 千 葉 市 長

第 _____ 地区連協

住 所

氏 名

(自署または記名押印)

電 話

千葉市地域保健推進員設置要綱

(設置)

第1条 本市は、市民に対する健康づくりを効果的に実施し、住民に密着した活動により、地域の保健事業の推進を図るため、千葉市地域保健推進員（以下「推進員」という。）を設置するものとする。

(職務)

第2条 推進員は、健康支援課及び保健福祉センターと密接な連携を図りながら、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 担当地域の住民の健康管理に努めること。
- (2) 担当地域の住民に対する各種制度の紹介及び利用の勧奨に努めるとともに、保健指導及び健康診査を受けていない者に対して、受診等の勧奨に努めること。
- (3) 保健指導及び健康診査等が、円滑かつ効果的に実施できるよう、健康支援課及び保健福祉センターに協力すること。
- (4) 妊婦に対して、妊娠届の早期提出を励行し、医師又は助産師による健康診査及び保健指導を受けるよう勧奨に努めること。
- (5) 地域の保健予防等に関する情報提供を行うこと。

(設置の基準)

第3条 市長は、概ね2,000世帯に対して1人の推進員を設置するものとする。

(適格要件)

第4条 推進員は、次の各号に該当する者の中から選任するものとする。

- (1) 育児経験のある女性で、満65歳未満の者
- (2) 母子保健に関心を持ち、かつ熱意のある者
- (3) その地域に相当期間居住しており、その地域の実情を把握している者
- (4) 家族の理解と協力が得られ、地域保健推進活動に相当の時間をさくことができ、かつ健康である者

(委嘱)

第5条 市長は、推進員を委嘱しようとするときは、町内自治会長等へ推進員の推薦を依頼するものとする。ただし、推薦による委嘱日から、2年を超えない範囲で再委嘱をしようとするときは、この限りではない。

2 町内自治会長等は、前項の依頼を受けたときは、前条の規定に該当する者を推進員として、市長へ千葉市地域保健推進員推薦届（様式第1号）により推薦するものとする。

3 市長は、前項の規定による上申を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、委嘱を決定し、委嘱状を交付する。

4 推進員の委嘱期間は、委嘱日から委嘱日の属する年度の末日までとする。

(年齢制限)

第6条 前条の委嘱にあたっては、満65歳に達している者を新たに推進員として委嘱、又は再委嘱してはならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

(活動報告等)

第7条 推進員が地域保健推進活動を行う場合には、地域保健推進員証(様式第2号)を携帯しなければならない。

2 推進員は、毎月1回、市長が定める日に推進員活動報告書(様式第3号)により、市長へ活動内容を報告するものとする。

(秘密の保持)

第8条 推進員は、職務上知り得た内容については、秘密を厳守しなければならない。

2 推進員は、千葉市で保有する情報資産の取り扱いに同意し、誓約書(様式第4号)を提出しなければならない。

(解 嘱)

第9条 市長は、推進員が次の各号の一に該当するときは、これを解嘱することができる。

(1) 推進員が退職を申し出たとき

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 前2号に定めるもののほか、その職に必要な適格性を欠くと認められるとき

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進員の設置に関し、必要な事項は保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、こ

の要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

地域保健推進員活動について

1 目的

安心して子どもを生き育て、健康で明るい生活を送り、健やかな老後が
むかえられるよう、行政機関、地区組織と連携協力し市民の立場で活動する。

2 具体的な活動内容

保健所、保健福祉センター健康課及び関係機関と連絡をとりあい、主に市民と
のパイプ役としての役割を果たす。

◎ 生後2か月児のいるご家庭を訪問する。

- ・赤ちゃんやお母さんの健康状態を伺い、育児相談を受け、保健福祉センター健康課に報告する。
- ・千葉市で行っている保健活動（4か月児健康診査・育児サークル・予防接種等）など、母子保健サービスの紹介
- ・地域にある公園、公民館、医療機関の地理的な紹介

◎ 地域保健推進員会議及び研修会への出席

（保健福祉センター健康課定例会議：年間10回 千葉市保健所での合同研修会：年間2回）

- ・地域で育児支援を行うための情報収集や研修を受け、地域保健推進員としての能力を高めていく。
- ・家庭訪問で得た情報や継続的な関わりや育児支援が必要な家庭について地区担当保健師につなげる。
- ・研修を受け、地域保健推進員としての能力を高める。

◎ 育児サークルのお手伝い

- ・保健福祉センターや地域の公民館等を会場に行っている育児サークルでの声かけや計測などのお手伝い。

3 推進員活動に伴う報償費について

報償費は、当月分をとりまとめ、翌月末に保健福祉センター健康課から地域保健推進員ご本人の口座に振り込む。

◎ 月手当 3,000円

◎ 活動費 母子訪問1件あたり100円

区役所のあり方基本方針(案)【概要版】

～これからも地域に寄り添い、ともに歩んでいく区役所を目指して～

令和5年1月
千葉市

目次



- 第1章 策定の趣旨
- 第2章 区行政の取組みに関する「検証」
- 第3章 本市を取り巻く変化
- 第4章 区役所の目指すべき姿及び
目指すべき姿の実現に向けた取組み

- 地縁関係の希薄化等に伴う地域の担い手不足等により、地域においてはコミュニティ機能の低下が問題となるなど、**地域を支える力の弱体化が懸念**されています。
- 千葉県基本計画（令和5年度～令和14年度）において、多様な主体がサービス提供や課題解決の担い手としてより一層関わっていくことを目指し、「まちづくりを進める力」を掲げています。
- 区役所は地域における総合行政機関として、**地域の力・絆を強化し地域課題解決に結びつけるための支援体制の強化**など、これまで以上に**区役所が中心となって地域を支援することが必要**になります。
- 千葉県基本計画の策定に併せ、また、政令指定都市移行30年を契機として、これまでの取組みの検証を行い、**10年後の地域社会を見据えた目指すべき区役所の姿を示すため**、区役所のあり方に関する基本方針を策定することとしました。
- 本方針の作成にあたっては、区民対話会やWEBアンケートにおける市民の意見を踏まえ、区役所を含む市役所内関係課をメンバーとするワーキンググループにおいて議論するほか、学識経験者や地域で活動している有識者に意見聴取を行い、検討を進めました。

第2章 区行政の取組みに関する「検証」

- 平成4年4月の政令指定都市への移行に伴い、市民の日常生活に密着した業務のほとんどは区役所で行うこととなり、**地域の実情に合わせた市民サービスの向上と、きめ細やかな行政が総合的に展開されること**となりました。
- この間、地域や時代のニーズに対応するため、区役所機能強化に向けた、様々な取組みを実施してきたところです。
- しかしながら、これらの取組みに対する総合的な検証は行ってこなかったことから、区役所のあり方を検討するにあたり、**約30年にわたる区役所機能強化の取組みを総括し、その成果や課題を整理**しました。

＜検証項目＞

- | | | |
|------------|-----------|-------------|
| ・ 区役所組織 | ・ 区要望 | ・ 地域担当職員 |
| ・ 保健福祉センター | ・ 予算要求権 | ・ 区行政連絡調整会議 |
| ・ 相談窓口 | ・ 議会出席 | ・ 区内調整会議 |
| ・ 各局事務事業調査 | ・ 区自主企画事業 | |

- ▶ 時代の変化とともにニーズが多様化し、区役所だけでは対応することが困難な地域課題が増えてきており、解決のためには関係機関等とこれまで以上に連携を深める必要があるなど、いくつかの取組みにおいて共通する課題があることが見えてきました。
- ▶ そこで、検証を通して見えてきた課題について、大きく3項目で整理しました。

(区役所組織、保健福祉センター、相談窓口の検証により見えてきた課題)

- 市民にとって身近な区役所・保健福祉センターで各種相談（市民生活・福祉等）が受けられるようになり、市民の利便性が高まりました。
- しかし、昨今、地域や市民が複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするなど、対応も困難なものとなっています。
- 相談に対して適切に対応するため、内容をしっかりと受け止めるとともに適切な支援先へつなぎ、解決につながる仕組みを検討していく必要があります。

5

(区役所組織、保健福祉センター、各種会議等の検証により見えてきた課題)

- 区役所で、地域課題の解決への支援などに専念して取組み、防犯・防災など課題の解決を図ることができ、市民に身近な行政機関として一定の成果をあげてきたと考えます。
- 庁内関係部門との連携のほか、地域に関わる様々な関係機関との連携に効果的な仕組みを検討していく必要があります。

項目③ ICTの活用による業務の効率化

(区役所組織、保健福祉センター、区要望等の検証により見えてきた課題)

- ICTの活用や一部業務の集約化をすることで、市民が窓口を移動しなくても手続可能となるほか、効率的な事務処理ができるようになり、その結果、滞在時間の短縮が図られ、市民の利便性が向上しました。
- 一方で、事業の拡充が重なるなど、新たな課題に対応することが難しい状況です。今後もICTの活用による業務の効率化等を進め、区役所職員が市民と向き合う時間を確保していく必要があります。

6

人口・高齢化率の推移

	令和2年 (2020年)	令和22年 (2040年) -将来展望-
人口	97.7万人	93.4万人
高齢化率	26.8%	33.2%

(出典) 令和4年(2022年)3月推計

首都圏の自然環境

- 首都直下地震発生のおそれ
- 地球温暖化に伴う気候変動による、台風の大型化、集中豪雨のおそれ

デジタルデバイドの解消

	平成24年 (2012年)	令和3年 (2021年)
スマートフォン 世帯保有率	49.5%	88.6%

- 市民に寄り添ったデジタル化
(千葉市行政デジタル化推進指針)
- デジタルデバイド※対策も必要

※デジタルデバイド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

地域団体の加入率の推移

	平成24年 (2012年)	令和3年 (2021年)
町内自治会 加入率	71.0%	62.6%

- 地域課題の複雑多様化
- 自治会役員、活動の担い手不足
- 自治会活動の停滞化

本市を取り巻く変化 持続可能な地域コミュニティの形成

- 地域コミュニティにおける中心的な役割を担っている町内自治会を始めとする地縁団体は、活動の維持が難しくなりつつあり、10年後は更に困難になるものと考えられます。
- 本方針を策定する過程で、従来の形にとらわれない持続可能な地域コミュニティの形成に対し、区役所を中心とした市はどのように関わっていくべきか検討を行い、3つの視点で整理しました。

視点① 地域コミュニティにおける様々な主体間の連携

- NPO、大学、企業等との連携を促進することで、各団体の持つ強みが活かされ、円滑な運営ができるようになるほか、新たな担い手の確保につながる可能性があります。
- 「プロボノ※事業」等を行っているが地元の地縁団体の活動は行っていない人など、地域には潜在的な担い手が残されているため、発掘し活用する必要があります。
※プロボノ：仕事で得た知識や経験、専門性を活かしたボランティア活動。社会人ボランティアの外部からの視点やビジネススキルを活かした支援の手を借り、希望する団体の課題解決の方法と一緒に模索する。
- 地域清掃や防災など参加しやすい活動内容の設定や無理なく気軽に参加できる環境をつくり、多くの人ができる範囲で地域コミュニティに関わっていくことも大切です。

- ・ 町内自治会等の地域活動にデジタル技術を導入することで、住民同士や行政・地域間の情報共有が効率化され自治会の負担軽減が見込まれるほか、現役世代が参加しやすくなり、地域活動の持続可能性が高まります。
- ・ 地域活動におけるデジタル化は、将来にわたり地域活動を持続可能なものとするために有効な手段とされており、デジタル化と合わせてデジタルデバインド対策を進めていく必要があります。

- ・ 災害時において、被害規模が大きければ大きいほど、公助（行政による救助・支援）には限界があり、自助（自分と家族を守る）と共助（地域住民同士が支え合う）が非常に重要です。
- ・ 「防災」は、普段地域活動に参加していない人も、関心を持ってもらえる身近で重要なテーマです。
- ・ 防災をテーマとして活動することは、地域活動全体へ影響し、活動の好循環を作りやすく、持続可能性が高まります。

9

第4章

区役所の目指すべき姿及び 目指すべき姿の実現に向けた取組み

- ▶ 区行政の取組みに関する「検証」で出てきた課題と本市を取り巻く変化及び地域コミュニティを持続可能なものにしていくための視点を踏まえ、10年後の地域社会を見据えて区役所が果たす役割を「区役所の目指すべき姿」として整理しました。
- ▶ また、目指すべき姿の実現に向けた取組みを区役所と本庁が連携しながら、順次進めていきます。

区役所の目指すべき姿

- ① 市民からの相談を受け止め、寄り添う区役所
- ② 地域コミュニティにおける多様な主体をつなぎ、まちづくりを支援する区役所
- ③ 地域課題の解決に向けて、地域とともに歩んでいく区役所
- ④ 地域防災力を向上し、減災に取り組む区役所
- ⑤ 業務を効率化し、より利便性の高いサービスを提供する区役所

- ▶ 区役所へ寄せられている様々な分野における多数の相談をしっかりと受け止め、対応し、必要に応じて適切な窓口へつなぐことは、区役所における非常に重要な機能であり、行政サービスの入口部分です。
- ▶ 区役所は、これからも市民からの相談を受け止めて、市民に寄り添う相談窓口であり続けていきます。

取組項目

■ 市民からの相談対応の充実

- 市民からの相談に対し、引き続き丁寧に対応するとともに、区役所だけでは解決できない相談内容に対しても、しっかりと受け止めて相談者に寄り添いながら、関係機関と連携する。
- 来庁者が区役所以外の市の窓口で相談がある場合でも、オンラインで事業所等をつなぐなど、その場で相談できる仕組みについて構築していく。

■ 保健福祉分野における支援体制の強化

- 子どもに対する虐待の予防・再発防止に向けた取組みを強化するため、「子ども家庭総合支援拠点」の整備や高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施において、保健師等の専門職を配置していく。

■ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備

- 様々な相談支援機関が連携する包括的な相談支援体制を構築する中で、区役所は積極的に役割を果たしていく。

目指すべき姿② 地域コミュニティにおける多様な主体をつなぎ、まちづくりを支援する区役所

- ▶ 区役所は、地域コミュニティを維持していくため、地域で活動する団体との連携を進めるとともに“地域ハブ”^{*}としての役割を担っていくことが必要です。

※地域ハブ：地域コミュニティにおける中心として、個人・団体をつなぐ結節点としての機能がある拠点。

- ▶ 今後も地域コミュニティの活動を支援して、市民や地域が主体となったまちづくりの推進に取り組んでいきます。

取組項目

■ 町内自治会とNPO・大学など多様な主体との連携の具体化検討

- 地域とつながる関係機関（学校、公民館など）と地域資源等の情報共有を進めるとともに、多様な主体との協力・連携を支援し、主体同士のマッチングなどを実施していく。
- 地域に関する様々な情報をホームページ上で「地域の見える化」を行う。
- 取組みを積み重ね「地域支援プラットフォーム」を構築し、地域コミュニティの維持を図る。

■ 地域担当職員の見直し

- これまでの実績や課題を踏まえ、全ての地区に地域担当を配置して地域と顔の見える関係を構築し、地域の実情に合った支援を実施していく。

■ 市役所職員の地域スキル向上

- 地域の公益活動への兼業制度等の周知により、地域活動に参加しやすい環境づくりに努め、市民目線に立ち地域活動等に取り組む職員を育成する。

■ 町内自治会などの地域団体のデジタル化支援

- 町内自治会の負担軽減を図るとともに、現役世代の参加を促進し、地域活動の持続可能性を高めていくため、町内自治会等の地域活動にデジタル技術を導入することを支援する。

- 区役所は、複雑多様化している地域課題を解決するため、地域に身近な行政機関として、地域の意見等を踏まえながら、本庁との連携により、市の施策を推進していくことが重要です。
- 今後は、地域活動団体のみならず、社会福祉協議会や公民館、学校など、地域に関わる関係機関や地域の実情を把握している人材との連携を一層深めていき、地域課題解決に向けて、地域とともに歩んでいきます。

取組項目

■ 区内調整会議等の更なる発展

- 区内調整会議について、長期的な地域課題に対しても対応でき、また即応的な機能も併せ持つ会議体となるよう更に発展させていく。
- 区行政連絡調整会議について、外部を含めた関係機関や地域の実情を把握している人材と連携できるような会議体を構築していく。

■ 区要望の見直し

- 事業所管局が区要望を受け止め、予算編成過程において区要望が見えるような仕組みにしていく。
- 千葉県基本計画における目指すべき区の姿の実現に向けた視点を踏まえた要望など、事業所管局だけでは把握しにくい地域課題への対応について、区役所が補完できる制度にする。

■ 区自主企画事業の更なる発展

- 既存事業の見直しだけでなく、区民対話会で出てきた意見などを踏まえて、区の事業や市の施策につながる事業を予算化する仕組みとなるよう更に発展させていく。

- 区役所は、自主防災組織※等への支援のほか、地域の状況に合わせた相談支援に取組み地域防災力の向上を図り、災害時において発生し得る被害を最小化する「減災」に取り組んでいきます。
※自主防災組織：地域住民が平常時からお互いに協力し合い、「自分たちのまちは自分たちで守る」ということを目的に結成される防災組織。
- 実践的な研修や訓練を通じて、区災害対策本部※の災害対応力を向上していきます。
※区災害対策本部：災害が発生したときに防災活動を行うため、区役所内に置かれる組織。区長が本部長となり、市災害対策本部と連携を取りながら、避難所の開設・運営等の災害応急対策を実施。

取組項目

■ 自主防災組織等の結成・活動促進に向けた支援

- 体験型研修や最新のハザードマップの理解を深める研修などを通じて、地域住民の防災力の向上を支援する。

■ 区災害対策本部の研修・訓練

- 既存の研修・訓練の見直しを行い、より実践的な内容とし、災害時に対応できる職員を育成する。

■ 地域による避難行動要支援者の支援体制構築

- 活動事例や研修等により、地域の支え合いを促進するとともに、地域で活動する団体と要支援者のマッチングなど新たな担い手の発掘に努める。

- ▶ 市民の来所等に伴う負担を軽減するため、ライフスタイルの多様化に対応した、一人ひとりに合ったサービスや情報の提供など、申請手続等のデジタル化を更に進めていきます。
- ▶ 職員が市民と向き合う時間を確保するため、業務プロセスの見直しに取り組んでいきます。

目指すべき姿⑤

■ 窓口サービスのデジタル化

- 申請手続きの原則オンライン化を目指すとともに、来庁日時のオンライン予約やキャッシュレス決済の導入など窓口サービスのデジタル化をさらに進め、区役所窓口における市民の利便性向上を図る。

■ 業務プロセスの見直し

- AI-OCR、RPAやタブレット端末などのデジタル技術を活用して業務の効率化を図るとともに、バックヤード業務の一元化などの業務プロセスの見直しを行い事務事業の最適化をしていくことで、職員が市民と向き合う時間を確保する。